

令和3年度石川県内部統制評価報告書審査意見書

石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和4年8月31日

石川県監査委員	善田善彦
同	川裕一郎
同	山本次作
同	奥村豊美

1 審査の対象

令和3年度石川県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和3年度石川県内部統制評価報告書の審査は、石川県知事が作成した内部統制評価報告書について、石川県知事による実施体制が整備され、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われ、それを踏まえて適切に運用されているかといった観点から検討を行い、審査するものである。

3 審査の実施内容

令和3年度石川県内部統制評価報告書について、石川県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、石川県監査委員監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）を参考に、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査などにおいて得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和3年度石川県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

今後とも、石川県内部統制基本方針などにに基づき、評価結果を踏まえて必要な見直しなどを行い、内部統制制度がより効果的に機能するよう努められたい。

5 備考

特段記載すべき事項はない。